614

質問第六一四号平成二十一年六月二十九日提出

外務省におけるタクシー券の使用等に関する質問主意書

提出者

鈴

木宗

男

外務省におけるタクシー券の使用等に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七一第五四九号)を踏まえ、質問する。

「政府答弁書」では、平成十八年度から二十年度の三年度における外務省のタクシー券の支払金額及び

十八年度のみの使用枚数が明らかにされている。平成十九年度と二十年度のタクシー券の使用枚数につい

ては、 「詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている

が、 平成十八年度については明らかにしているのにも関わらず、 他の二年度については右の様な答弁がな

されるのはなぜか。

平成十九年度、二十年度における外務省のタクシー券使用枚数を明らかにするのに詳細な調査を要する

のなら、 答弁の延期に応じることは十分に可能であるところ、 右年度における同省のタクシー券使用枚数

を明らかにすることを再度求める。

三 先の質問主意書で、外務省において必要とするタクシー券に係る予算を、どの様な裏づけ資料を基に要

求していたのかと問うたところ、 「政府答弁書」では 「過去のタクシー券による支払金額等に基づき要求

を行っている」との答弁がなされているが、 右答弁にある「支払金額等」とは何を指しているのか、

明らかにされたい。

四 先の質問 主意書で、 平成十八年度から二十年度に渡る、 外務省の局ごとのタクシー券の使用枚数、 合計

金 一額等、 その使用状況について問うたところ、 「政府答弁書」では「お尋ねについては、 詳細な調査を行

お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。

詳細な調査を要するのな

う必要があるため、

ら、 答弁の延期に応じることは十分に可能であるところ、平成十八年度から二十年度に渡る、 外務省の局

ごとのタクシー券の使用枚数、 合計金額等、 その使用状況について明らかにすることを再度求める。

五 過去の答弁書において、 外務省として、 同省職員によるタクシー券の不適正な使用についての調査 以

下 調 查 という。)を行っているとしていることについて、 先の質問主意書で、 1 「調査」 が 行 われ

た期間、 2 「調査」 を担当した外務省の部署及び担当責任者の官職氏名、 3 「調査」 の対象となった外務

省職員の官職氏名、 ④「調査」を記録した文書の有無につき、それぞれ明らかにされたいと問うたとこ

ろ、 「政府答弁書」では「外務省大臣官房において随時職員を対象に調査を行っているが、 外務省職員に

よるタクシー券の不適正な使用の事例は確認されていないため、 文書は残していない。」との答弁がなさ

れている。 不適正な使用があろうがなかろうが、 「調査」 が同省において公式になされたものであるのな

ても国民にはそれを確認する手段が残されていない。同省として、なぜかくもいい加減な形で「調査」を は ら、 に残しておくのが当然ではないのか。 確認されていないため、 また、 タクシー券の原資が国民の税金から支出されていることに鑑みても、 文書は残していない。 右の答弁には 」とあるが、これでは、 「外務省職員によるタクシー券の不適正な使用 仮に不適正な事例があったとし その結果を記録し、 0 文書 事例

六 過去に外務省欧州局ロシア課長を務めていた松田邦紀氏が、 例えば職務自体は既に終えているものの、

電車で帰宅することを避けるため、

行ったのか、その真意を説明されたい。

時半を見計らって同省に戻るという形で、過去にタクシー券を使用していたという事実はないか。 その確

同省の外部等で適当に時間をつぶし、タクシー券が使用できる午前零

認 が行われた日にち、 時間、 場所、 確認を行った人物等を明確にし、 またその確認の内容を文書として記

録するという明確な形で、 松田氏本人に確認をとり、明らかにすることを求める。

右質問する。